

令和2年度決算特別委員会（2021年9月）の民生費での質問内容です（Q：やしきだ区議の質疑、A：行政側答弁）

児童手当支給事業と子育て支援策

児童
手当

2021年5月に国では改正児童法が成立し、高所得世帯の特例給付を廃止することで、2022年10月より、**世帯主の年収が1,200万円を超える世帯へは支給対象外**となることが決まっています。本区でこの対象者は何人になりますか。

影響される人数としては、このうちの約5,000人。児童手当を受けている**全体数からすると、約12%が支給の対象外**になると考えてございます。

これを受けて、区が出している補助金のうち、この対象の方によって総額いくらぐらい最終的に区に戻りますか。

約5,400万円ほど、**区の負担額が減る**想定です。

児童手当とは

中学校修了までの児童を養育する人を対象に、**児童1人当たりにつき月額5,000円から1万5,000円が支給**されるものです。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資すること。

江東区の補助金は、下記のとおり。公務員の場合は所属長で全額負担になります。

補助金の負担割合（江東区の場合）



戻り分の補助金に関する新たな使い方の提案

現在、育児休業給付金の対象外は自営業者やフリーランスの方で、この対象外となるお母さんへ、育児休業給付金に似た**一時給付金を区で独自に創設していただきたいです。**

妊娠や出産へかかる費用は同じでも、会社員と自営業・フリーランスでは、受けられる支援は違います。その中でも大きく違うのが育休制度で、**育児休業給付金は、会社員が雇用保険から受け取ることができるお金**です。雇用保険に加入できない立場の方は、対象外となります。

そこで、今回の児童手当の法改正を受けて、区の戻り分の補助金の使い道を変えて、今度はこの制度の**対象外となる自営業者向けに、育児支援施策として給付金制度をつくるべき**です。

令和2年度に国保の加入者で、出産一時金を申請した人は311件です。仮に出産後、自営業者やフリーランスの方が体を休める期間として約2か月分の一時給付金を創設したとします。1か月、例えば、10万円を2か月分、20万円×300人とすると、予算額は約6,000万円になります。このように**児童手当の補助金5,400万円を一時給付金として、区の独自施策へと転用**するのはどうでしょうか。

育児休業給付金は雇用保険から支払われます。雇用保険から出ていることを考えますと、**短期の失業に準じたものとして捉えたような制度設計**と考えています。一方で**自営業者には、平常時からの積立制度がない**ところを考えると、逆に雇用されている方からすると、その負担金を理解するのが難しいのではないかと考えます。

あやかの
考え

育休制度がある人となない人という今の制度自体の在り方に**そもそも私は疑問を感じ、これが不公平だと私は感じます。**国では働き方改革の実現として、今、多様な働き方を認めて推進しています。働き方改革関連法が順次施行され、雇用形態に関わらず、公正な待遇の確保などが組み込まれています。今の制度に当てはまらない人、対象外の方に対して、本当は国でやるべきですが、**まずは区の独自の育休支援をきちんと行う姿勢をぜひ江東区に持っていただきたい**と私は思っております。

あやかの
想い

これまで保育所の整備とともに、育休の在り方、育休取得の理解について国でも様々な議論がありました。しかし、今回取り上げたように、会社員ではなく雇用保険に加入ができないため、自営業者の方々には、**そもそも育休という国の制度が適用しないなどの議論はあまり行われてこなかったように思います。**

仮に国で制度構築がされたら、保育所を必要とする人の人数、時期など保育所を整備する視点が変わってくると感じます。こういった課題は、国で議論されるべきと考えます。しかし、やはり**現場に一番近い自治体として、弱い立場の方への応急処置のような施策の展開はとても重要であり、必要である**と私は思います。児童手当の目的を踏まえると、所得によって廃止される制度改正に納得できない方もいると思います。しかし、**国で可決された以上、区として、法改正のタイミングを活用すべきです。児童手当に出していた補助金の一部を、育休制度がなかった区民へ活用し、子育て世代全体の平等性を考える。**こうすれば、法改正に納得する区民もいるのではと私は考えます。

出産、子育て、仕事の両立に奮闘する江東区のお母さん全てに、少しでも平等に近づくよう本区の施策展開を要望します。



電話リレーの制度周知

電話リレーサービスとは・・・
聴覚障害者と聞こえる人との電話を、通訳オペレーターが手話やチャットと音声で通訳することにより、即時双方向につながるができるサービスです。警察や消防などへの緊急通報の対応のほか、24時間365日利用ができるものとして、電話リレーサービスが活用されております。

やしきだあやか

2021年7月1日より、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、総務省は電話リレーサービスを公共インフラと位置づけました。制度化されたことで、**区民をはじめ企業や各団体の一層の理解が重要**であると考えます。区としてどのように区内全体に働きかけているのか、見解を伺います。

障害福祉部長

本区は、**7月1日号の区報でサービス開始や利用登録の御案内をした**ところです。また、庁舎内の障害者相談窓口にはポスターを掲出して周知を行っているほか、サービス等の問合せに対して利用案内を行っています。引き続き、**電話リレーサービスの積極的な周知、広報に努めて**いきます。

あやかの考え

電話リレーサービスの普及に伴って、今後は聞こえない、聞こえづらい人のコミュニケーション方法の幅が増えることとなります。これはとても喜ばしいことですが、**電話リレーサービスのみでは、聴覚障害者のコミュニケーションの真の解決策にはつながっていない**という点も整理して、サービスを再構築する必要があると考えます。電話という機能を活用したアプローチはできるようになったが、**相手を前にして直接話すことは困難なままである**という点を私たちは考えなくてはなりません。



電話リレーサービス、遠隔手話通訳サービスの質問をするにあたり、事前に遠隔手話通訳事業を展開している株式会社プラスヴォイスに視察にいき、意見交換を行いました。このようなサービスの導入により、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境の整備が進み、情報伝達保障が充実していくように、これからも取り組んで参ります。

遠隔手話通訳サービスの導入



遠隔手話通訳サービスとは・・・
スマートフォンやタブレット端末上に通訳者を呼び出し、遠隔地から手話通訳を提供するサービスのことで。

やしきだあやか

電話リレーサービスと併用して、遠隔地から手話通訳ができる遠隔手話通訳サービスの導入を検討すべきと考えます。スマートフォンやタブレット端末でQRコードを読み取ることで通訳者を呼び出し、いつでもどこでも遠隔手話通訳サービスを受けられます。自らが持つスマートフォンを活用して即時に通訳者とつながることが可能となれば、**区役所の窓口をはじめ、災害時等で近くに通訳者がいなくても聴覚障害者の耳と声を補ってもら**うことができます。本区では現在、障害者支援課に1名から2名の手話通訳士が常駐しています。もしも外部に**手話通訳を派遣してほしい場合は、7日前までの事前予約が必要**であることから、病院など急に通訳者を頼みたい場合などの**臨機応変な対応は困難**です。仮に遠隔手話通訳サービスが導入されれば、**通訳者を必要とする場所でQRコードを読み取ると、通訳者とつながり、いつでもどこでもタブレットを通じて手話通訳を受けることが可能**になります。

遠隔手話通訳サービスの導入についての見解を伺います。手話のできない難聴者を含め、2020年時点での**日本の難聴者の数は1,430万人**と言われております。難聴者に向けても、**「UDトーク」等の会話の見える化アプリの活用**が全国で広がっています。聴覚障害者支援アプリについては、総務省でも取り上げられております。区の見解を伺います。

障害福祉部長

本区で実施している手話通訳者派遣事業のうち、東京手話通訳等派遣センターに委託している部分については、遠隔手話を利用することが可能となっておりますが、**本区登録の手話通訳者派遣では、スペースの確保や高齢の利用者の機器操作などに課題があるため、検討課題**としております。一方で、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場では、タブレットを用いた遠隔手話通訳を導入して対応しているところであり、様々な方法を検討してまいります。また、UDトークなどの音声認識技術や音声合成技術を活用したコミュニケーション支援ツールの導入については、**アプリの普及・開発状況を注視しつつ、他自治体で導入している事例も参考にしながら研究を進めて**いきます。

やしきだ綾香 プロフィール

1985年南砂生まれ、現在東砂在住。

- ★ 江東めぐみ幼稚園、第3砂町小、第3砂町中、都立東高卒業。文京学院大学人間学部 保育学科卒業。

- ★ 保育士資格取得(平成20年3月東京都知事認証)
- ★ 平成27年4月 江東区議会議員 初当選
- ★ 民政クラブ所属、建設委員会 委員、防災・まちづくり・交通対策 委員長、手話推進議員連盟 世話人



江東区議会議員

やしきだ綾香
あやか

ご意見・ご感想をお聞かせください

FAX 03-3646-9766

江東区議会 民政クラブ

f 屋敷田綾香

やしきだあやか

〒135-8383 江東区東陽4-11-28(江東区役所)

MAIL yasikidaayaka@yahoo.co.jp